

附属書四（第七章（食料供給）関係） 重要な食料の表

注釈 この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

関税率表番号	品名
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）
〇二〇六・一〇	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇六・二二	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷凍したものに限る。）で、舌
〇二〇六・二二	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷蔵したものに限る。）で、肝臓
〇二〇六・二九	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、牛のもの（冷凍したものに限る。）で、その他のもの
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
〇四・〇三	バター、ミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及び

○四・〇四	クリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）
○四・〇五	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
○四・〇六	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
一〇・〇一	チーズ及びカード
一〇・〇三	小麦及びメスリン
一七・〇一	大麦及び裸麦
	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）